

告 示

埼玉県告示第六百九十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年六月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和六年六月三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社クレイモア

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県狭山市つつじ野一丁目二十三番四〇二号

ハ 代表者の氏名

岩井 洋人

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―三）第七五二七一号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年六月十八日から同年六月二十日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社クレイモアは、新潟県南魚沼市内のマンション修繕工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けていない業種であったにもかかわらず、建設業法施行令第一条の二に定める金額以上となる建設工事を複数請け負った。

このことは、同法第二十八条第三項（同条第二項第二号該当）に該当する。